

高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 県は、次に掲げる者(以下「補助事業者」という。)が行う 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号。以下「暫定措置法」という。)又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。)の適用を受ける災害復旧事業のうち、農地災害復旧事業及び農業用施設災害復旧事業(以下「補助事業」という。)に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1)市町村(一部事務組合を含む。)
- (2)土地改良区及び土地改良区連合
- (3)農業協同組合及びその連合会
- (4)前3号に掲げるもののほか、農業振興センター所長(以下「所長」という。)が適当であると認めるもの

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助の対象となる経費は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭和25年政令第152号。以下「暫定措置法施行令」という。)第2条で定めるとおりとする。

2 補助率は別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項による補助金交付申請書及び関係書類は、別表第3に定めるものとし、指定の期日までに所長に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第5条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、別表第3に定める補助金変更承認申請書及び関係書類を所長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1)事業主体の変更
- (2)施行箇所の変更
- (3)施行箇所ごとの工種(農地については田、畑及びわさび田の区分並びに農業用施設については、

ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、農地保全及び防災のため池の区分をいう。)の全部若しくは一部の変更又は廃止

(4) 施行箇所ごとの工種別事業量の 30 パーセントを超える増減

(5) 施行箇所ごとの工種別工事費の 30 パーセントを超える増減

(6) 補助事業者の補助金総額の変更

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに所長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならないこと。

(3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

(4) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に所長の承認を受けなければならないこと。

(5) 前号の規定により所長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

(6) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(7) 補助事業の実施にあたっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。

(8) 市町村以外の補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(9) 市町村以外の補助事業者は、前項の規定により契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別表第 3 に定める様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(10) 県税の滞納がないこと。

(概算払)

第7条 概算払を受けようとする補助事業者は、別表第 3 に定める概算払請求書及び請求内訳書表を所長に提出しなければならない。

2 前項における概算払の実施基準は、次のとおりとする。

- (1)補助事業の着手時における概算払は、補助事業に要する経費のうち補助金交付決定額に 40 パーセントを乗じた金額の範囲内とする。
- (2)前号の規定による概算払以外の概算払は、補助事業に要する経費のうち補助金の交付決定額に当該事業の進捗率を乗じた金額の範囲内(補助金交付決定額の 90 パーセントを限度とする。)において行うものとし、前号の規定による概算払をした後の追加概算払は、補助事業者が当初の概算払の額と当初の概算払の額に対応する補助事業者の負担額との合計額を超える支払を行う場合に行うものとする。
- (3)補助事業が年度内に完了することが確実であると認められる補助事業については、前号の規定にかかわらず、未払額の全額を概算払することができる。ただし、次条の規定により補助事業の一部を繰り越す地区については、年度内の遂行部分について出来高見込みにより概算払をすることとする。
- (4)請求金額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (5)請求に当たっては、的確な出来高把握に努め、所要額を請求するものとする。

(実績報告)

第 8 条 規則第 11 条第 1 項前段の実績報告書の様式は、別表第 3 に定めるものとし、補助金の交付決定に係る施行箇所のうち、最後に竣工した箇所の竣工日の翌日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、所長に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌会計年度の 4 月 15 日までとする。

- 2 補助事業者は、施設工事(工事竣工後に交付の決定があった工事をいう。)のみに交付の決定がなされた場合は、その通知日から 10 日以内に実績報告を 所長に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、前 2 項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して所長に報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別表第 3 に定める様式により所長に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(繰越承認申請)

第 9 条 補助事業者は、補助金の交付の決定のあった年度内に補助事業を 完了しなければならない。ただし、やむを得ない理由により年度内の完成が見込めなくなったときは、別表第 3 に定める繰越承認申請書を所長に提出し、承認を受けなければならない。

(年度終了実績報告)

第 10 条 補助事業者は、規則第 11 条第 1 項後段の規定による年度終了実績報告及び関係書類について、補助金の交付の決定のあった会計年度の翌年度の 4 月 15 日まで別表第 3 に定める様式を所長に提出しなければならない。

(補助指令前着手)

第 11 条 補助金の交付の決定前に補助事業を実施しようとするときは、別表第 3 に定める補助金交付決定前工事着手申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(設計書の審査)

第 12 条 補助事業者は、実施設計及び変更設計について、当該設計書に別表第 3 に定める審査表を添えて所長に提出し、審査を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第 13 条 補助金の交付の決定に係る年度の 12 月 31 日現在において別表第 3 に定める補助事業の遂行状況報告を、当該年度の 1 月 20 日までに所長に提出しなければならない。

(書類の経由)

第 14 条 この要綱に基づく 申請書等を知事に提出するに当たっては、所管の農業振興センターを経由して提出しなければならない。

(グリーン購入)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第 16 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(雑則)

第 17 条 この要綱の実施のための手続その他執行に必要な事項は、要領で定める。

附 則

1 この要綱は、昭和 43 年度から適用する。

2 この要綱の施行前に、補助事業について知事のなした処分その他の行為はこの要綱によってなされたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、昭和 50 年 10 月 1 日から施行し、昭和 50 年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、昭和 52 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行し、昭和 57 年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、昭和 60 年 3 月 1 日から施行し、昭和 59 年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 9 年 8 月 1 日から施行し、平成 9 年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 3 月 25 日から施行し、平成 9 年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 11 年 8 月 1 日から施行し、平成 10 年度事業繰越分から適用する。ただし、第 5 条については、平成 11 年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、平成 19 年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 10 月 14 日から施行し、平成 23 年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 16 日から施行し、平成 26 年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 20 日から施行し、平成 29 年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 9 月 7 日から施行し、平成 30 年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 3 月 18 日から施行し、令和 3 年度事業から適用する。